

事務事業評価シート

評価対象年度 平成 20 年度

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	遊休農地解消普及活動事業費				
担当課係名	農業委員会	課	-	係	作成者 竹下義博
総合計画での位置づけ	施策の大綱	特色ある資源を活かした産業創造のまち			総合計画のページ
	基本計画	特色ある農業の振興			
	主要施策	農業基盤の整備			63
予算費目	一般	会計	6 款 農林水産業費	1 項 農業費	1 目 農業委員会費
事業期間	平成 19 年度 ~ 平成 21 年度		新規 / 継続の区分		継続
性質区分	<input type="checkbox"/> 市民サービス <input type="checkbox"/> 公共事業 <input type="checkbox"/> 施設維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理				
根拠法令等					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 直営(一部民間委託) <input type="checkbox"/> 民間委託(全部) <input type="checkbox"/> 補助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	遊休農地
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	遊休農地の解消
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	遊休農地解消対策協議会の設置。検討会や視察研修の実施。遊休農地の調査。担い手農家等への利用集積による遊休農地の解消。

【事務事業の推移】

		項 目	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	
効果	活動指標	遊休農地	目標	h a		8	6
			実績	h a		8	6
			達成度	%		100.0%	100.0%
	成果指標	解消面積	目標	h a		8	6
			実績	h a		2	1
			達成度	%		25.0%	16.7%
投下コスト	項 目		総事業費	18年度決算額(千円)	19年度決算額(千円)	20年度決算額(千円)	
	事業費(人件費を除く)(A)				722	443	
	人 件 費 (B)				4,036	3,963	
	職 員 数				0.50	0.50	
	職 員 平 均 人 件 費				8,071	7,925	
	(A) + (B) 投下コスト				4,758	4,406	
	財源内訳	国 庫 支 出 金				500	0
		県 支 出 金				0	0
		地 方 債				0	0
		そ の 他				0	0
一 般 財 源				4,258	4,406		
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)				594,750	734,333	
	市民1人当たりのコスト(円)				151	142	

【事務事業の今までの成果】

1.0ha遊休農地解消(田沢湖角館東前郷地区、3筆、畑、9,903㎡農地復元し、農業生産法人へ利用集積を図った。)

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	平成19年、農水省が公表した農地改革プランにおいて、耕作放棄地解消の取り組みが強化させ、平成21年新規予算として「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」が新設された。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	土地所有者、周辺農地の耕作者等にとって、病虫害発生の変因や景観等への悪影響が解消されたことによる本事業への期待は大きい。

【一次評価】

判定	事業の方向性	判定に至った理由
B 1	A 現状のまま継続(実施)	農業生産の基盤である農地の確保は及びその有効活用を図ることは市農業発展のため、重要である。遊休化した農地の再生利用を図るため、本事業は効果的な事業として位置づけられる。
	B 1 見直しの上で継続(拡大)	
	B 2 見直しの上で継続(手段改善等)	
	B 3 見直しの上で継続(縮小)	
	C 1 大幅な見直しの上で継続(拡大)	
	C 2 大幅な見直しの上で継続(手段改善等)	
	C 3 大幅な見直しの上で継続(縮小)	
	D 休止・廃止(統合を含む)を検討する事業	
	E 終了(完成及び目的を達成し終了した事業)	

一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容(改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。)
21年度国庫補助事業が創設され、本市においても「仙北地域耕作放棄地連絡協議会(仮称)」を設置予定であり、市単独事業として実施してきた「遊休農地解消普及活動事業」とほぼ同内容の事業であることから、耕作放棄地の解消事業には引き続き取り組んでいくことは必要であるが、本市単独事業については検討を要する。

【二次評価】

判定	判定に至った理由
B 1	遊休農地を解消し、農地を確保することは本市の農業にとって重要であり、国における同種の事業の動向を注視しながら、引き続き推進すべきと考えます。

